

建設工事等の積算疑義の申立てに関する要領

（趣旨）

第1 この要領は、長野市が発注する建設工事及び工事に係る業務委託における入札の公正・公平性を確保し、発注者及び受注者双方の負担を軽減するとともに、建設工事等の遅延による市民生活への影響を回避するため、入札執行後に入札応札者が行う市の積算内容に係る疑義の申立てに関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計図書等 入札の際に、長野市が入札応札者に示した図面、仕様書等をいう。
- (2) 公表用積算内訳書 長野市建設工事等積算内訳の公表に関する事務取扱要領に基づき作成した書面をいう。
- (3) 積算疑義 設計図書等又は公表用積算内訳書のいずれか又はその両方の積算内容について金額入り設計書（金額及び数量が記載された設計書をいう。）を確認しなければ判明しない積算上の疑義をいう。
- (4) 積算誤り 設計図書等又は公表用積算内訳書のいずれか又はその両方に誤りが認められることをいう。

（積算疑義の申立て対象案件）

第3 積算疑義の申立て対象となる案件は、長野市入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱（平成13年長野市告示第116号）に規定する建設工事及び工事に係る業務委託とする。ただし、設計金額が250万円以上である案件に限るものとする。

（積算疑義の申立て対象者）

第4 積算疑義の申立て対象者となる者は、市が行った入札案件の入札応札者のみとする。

（積算疑義の申立て方法等）

- 第5 入札応札者は、積算疑義があるときは、当該案件に係る開札日の翌開庁日午前9時から午後4時までに、積算疑義申立書（別記様式）に疑義の内容を具体的に示す資料を添付して、契約課に申し立てることができる。
- 2 入札応札者は、前項の規定による申立てを行うに当たり、当該案件に係る開札日の午後3時から午後4時30分まで及び翌開庁日の午前9時から午後4時まで、契約課で開示する公表用積算内訳書を閲覧できる。

(積算疑義の内容精査)

第6 契約課は、積算疑義の申立てがあったときは、速やかに担当課に申立内容を伝達するものとする。

2 担当課は、速やかに設計図書等及び公表用積算内訳書を精査するとともに、開札日の翌々開庁日の午後4時までに契約課にその結果を報告するものとする。

(内容精査後の対応)

第7 疑義申立書の内容精査の結果、設計図書等及び公表用積算内訳書に積算誤りが認められない場合は、契約課はその旨を第5第1項の規定により疑義申立てをした者（以下「疑義申立者」という。）に通知するとともに、速やかに落札者の決定を行い入札事務を続行する。

2 積算誤りが認められた場合は、契約課はその旨を疑義申立者に通知するとともに、入札事務を中止する。ただし、担当課が当該積算誤りを修正し再積算した設計金額においても落札候補者が変わらない場合は、契約課は入札事務を続行する。

3 前項に規定する入札事務を中止する場合は、担当課は入札応札者に対し、当該入札の中止等について周知するものとする。

(積算疑義の内容公表)

第8 積算誤りが判明した場合は、契約課は当該入札の内容精査後の対応結果について、速やかに公表するものとする。

(補則)

第9 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年2月16日から施行し、同日以後に公告する入札から適用する。

附 則

この要領は、令和8年9月1日から施行し、同日以後に公表用積算内訳書を開示する入札から適用する。

年 月 日

長野市長 あて

所在地
会社名
代表者名 印
担当者名
連絡先 ()

積 算 疑 義 申 立 書

次の建設工事等の入札に係る積算等について、疑義申立てをします。

工事(業務委託)名	
開 札 日	年 月 日 ()
疑義内容(市の積算等に誤りがあると思われる具体的な項目)	

注 疑義の具体的な項目を記載してください。
また、具体的な項目を示す「自社の積算書、参考資料等」を添付してください。
単に「自分が想定した予定価格と合わない」等は疑義の対象としません。